

こうみょうじ
光明寺地区活性化計画

ふくいけん ふくいけんよしだぐんえいへいじちよう
福井県・福井県吉田郡永平寺町

平成22年5月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 光明寺地区活性化計画

都道府県名 福井県

市町村名 永平寺町

地区名(※1)

光明寺

計画期間(※2)

平成22年度～平成25年度

目標:(※3)

本地区は、団体営圃場整備事業にて30a区画に整備されているものの、整備後40年以上が経過し、経年劣化による農業用排水施設の老朽化が著しい状況である。また、地区内の農業就業人口は、44人(1995年農業センサス)から38人(2005年農業センサス)へ、10年間で13.6%減少しているとともに、農業従事者の高齢化も進行している。

本地区では、平成17年度に光明寺営農組合を設立し、農地集積(67.6%)を図りながら持続的営農に努めているが、今後も持続的な営農を展開していくためには、農業用施設の更新整備を契機に、管理省力化型の営農がしやすい基盤を確保し、営農者の定住化(現状定住38人の維持)を図るとともに、農用地利用集積率の増加(6ポイント増加)を目指す必要がある。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、永平寺町の東部に位置し、南北を城山および浄法寺山に囲まれ、一級河川九頭竜川に沿った地区である。地区内は、昭和41年～44年に団体営圃場整備事業下志比地区にて、30a区画の基盤整備を行ったが、農業用排水施設の耐用年数が過ぎ、更新時期を迎えている。

地区内は、光明寺集落のみであり、従来より、整備や管理を一体的に行ってきたが、近年、農業従事者の減少や高齢化が進行してきたことから、平成17年に光明寺営農組合を設立し、30名が当営農組合に加入し、地区内の営農や農地保全に努めている。

地区内では、水稻を中心に大麦等の周年型農業を確立している。

現状と課題

本地区の農業用排水施設は、整備後40年以上経過し、耐用年数を超えていることから、用水路については、不等沈下等により、目地部分での水路のずれや水路本体の破損による漏水が著しいため、用水管理に労力を要している。排水路については、アーム柵や土水路で整備されていることから、通水阻害や法面の崩壊を起こしており、農地の汎用化が困難な状況である。

こうした状況から、農業離れの進行や、耕作放棄地の増加が懸念されるとともに、定住化並びに農地集積の向上が図られないため、農業用排水施設の更新整備を必要としている。

今後の展開方向等(※4)

用水の漏水や排水の通水阻害を解決するために、基盤整備事業を実施し、施設の更新整備を契機に、農地の利用集積向上を図るとともに、管理省力化型の営農がしやすい基盤を確保することにより、地域の農業従事者の定住促進を図り、地域の活性化を目指す。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
永平寺町	光明寺地区	基盤整備(1.農業用排水施設)	永平寺町	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

吉野地区(福井県吉田郡永平寺町)	区域面積(※2)	146ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の面積は146haであり、その内約6割が山林(85ha)で占めており、残り61haの平地のうち、約6割が農地(36ha)で占めている。また、人口においては、区域全体の総戸数83戸のうち農家戸数は52戸で、約6割が農業に従事しており、当該区域において農業は重要な基幹産業となっている。		
②法第3条第2号関係: 人口減少(H11年(345人)→H21年(321人)で7.0%減)、高齢化傾向(75歳以上平成11年(31人)→平成21年(41人)で3.8%増)からみて、活性化のためには、定住を進めることは必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域は、全て農地であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ) 該当なし

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4) 該当なし

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	該当なし	
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	該当なし	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)	該当なし	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項	該当なし	
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)	該当なし	
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)	該当なし	

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

○本計画区域の農地集積率の向上 67.6%(現況) → 73.6%(計画期間終了翌年度)

活性化計画の目標については、計画期間終了翌年度に認定農業者制度を活用し、集積状況を把握する。

○定住目標 平成21年度38人(現況) → 38人(計画期間終了翌年度)

定住の目標については、計画期間終了翌年度に、永平寺町にて区域内の農業就業人口の状況を把握する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

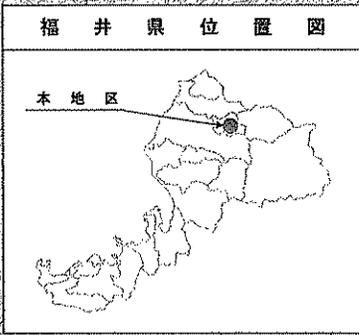
その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

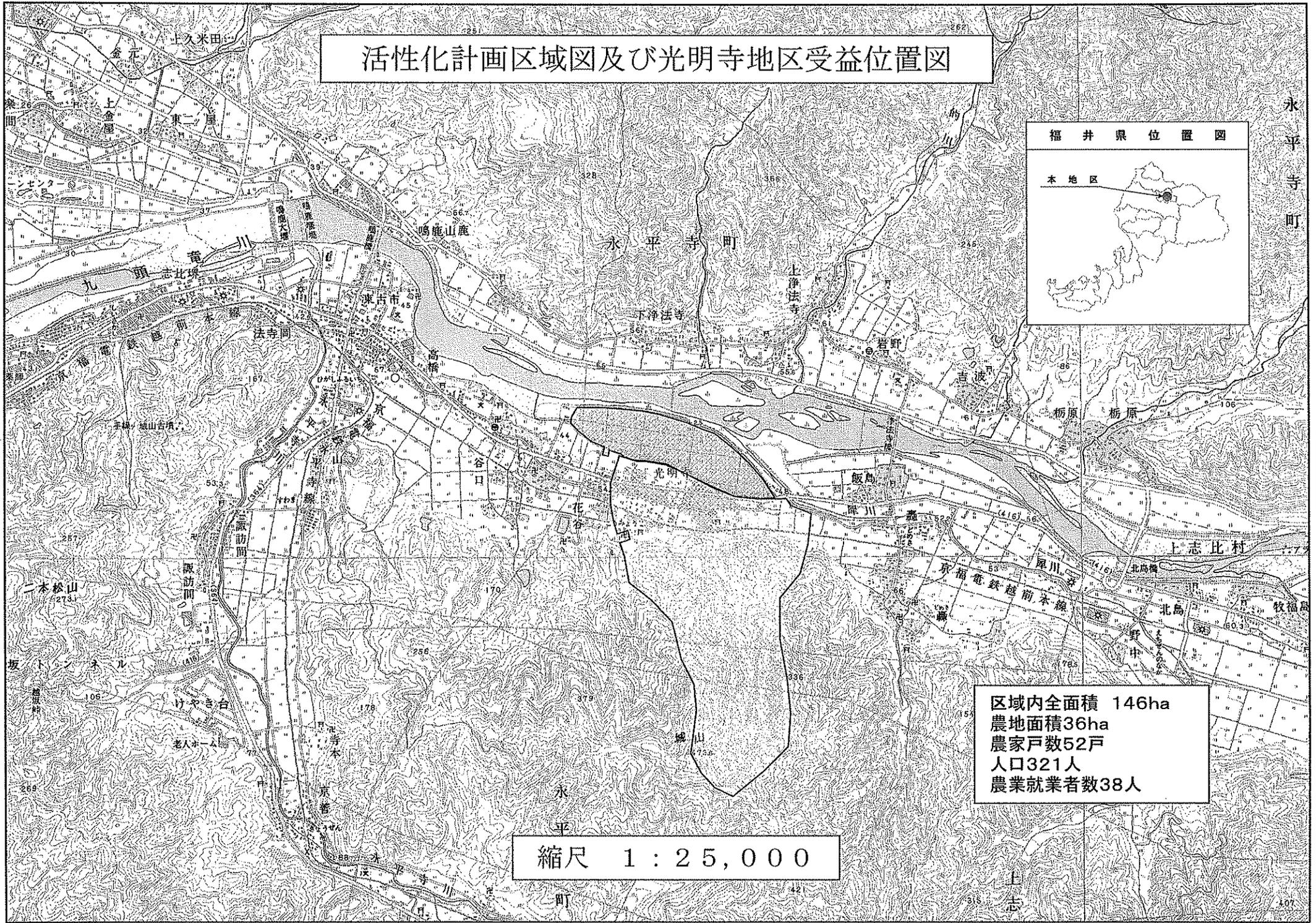
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

活性化計画区域図及び光明寺地区受益位置図



永平寺町



区域内全面積 146ha
 農地面積36ha
 農家戸数52戸
 人口321人
 農業就業者数38人

縮尺 1 : 25,000

町

上志

407